

**令和6年能登半島地震により被災された被保険者・被扶養者の
医療機関での一部負担金「免除」について**

レンゴウ健康保険組合では、内閣府による「災害救助法」の適用に伴い、今般の地震による医療機関の受診について「一部負担金免除などの減免」の措置を以下のとおり行います。

記

一部負担金等の免除

(1)対象者

次のいずれにも該当する方

- ① 令和6年能登半島地震による災害救助法の適用市町村に住所を有する被保険者、被扶養者
- ② 令和6年能登半島地震の被災により、次のいずれかの申し立てをした方
 - ・住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合
 - ・被保険者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合
 - ・被保険者の行方が不明な場合

(2)免除となる自己負担額

一部負担金、訪問看護療養費に係る自己負担額、家族療養費に係る自己負担額または家族訪問看護療養費に係る自己負担額、療養費に係る自己負担額(ただし、柔道整復師、あんま、マッサージ、はり・灸の施術は対象外)

※食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額、差額ベッド代は対象外

(3)免除期間

2024年1月1日から 2024年4月末日診療分まで

(4)申請方法

「一部負担金等**免除**申請書」および地方公共団体などによる証明書類(罹災証明書)の写しを事業所経由で提出してください。折り返し、当健保組合より「一部負担金等免除証明書」を発行し、事業所経由で送付します。

(5)その他

証明書が発行される前に一部負担金等を支払っている場合には還付申請が可能です。

「一部負担金等**還付**申請書」を提出してください。

添付書類:①領収書の原本 ②領収書の内訳が確認できる書類の写し ③被害に係る地方公共団体等(罹災証明書)の写し

◎申請用紙は [レンゴウ健康保険組合ホームページ](#) [申請書ダウンロード](#)>F:震災に関する書式より出力してください。

以上